

電子顕微鏡 3 台の保守契約仕様書

1. 目的

国立感染症研究所戸山庁舎において使用する下記電子顕微鏡についての保守契約を締結する。

2. 履行期間

対象機器番号①②：令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

対象機器番号③：令和6年7月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 履行場所

東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所 戸山庁舎

4. 対象機器

番号	品目	品目	数量
①	日立H-7650形透過電子顕微鏡 1式	H-7650	1
②	日立HT7700形透過電子顕微鏡 1式	HT7700	1
③	日立SU8600形走査電子顕微鏡 1式	SU8600	1

5. 仕様

(1) 下記のとおり定期保守点検を行うこと。

- ・期間中に1回、点検記録表に基づき点検を実施（期間中オンコール作業を含む。）

(2) 装置に不時の事故等が生じた場合、速やかに適切な処理を行うこと。

- ・緊急故障修理時に使用する1,000,000円以下の部品、番号③については下記オプションについても本契約に含むこと。

（CT-6020形冷却水循環装置、イオンポンプバックアップ電源、ターボ分子ポンプ、ドライポンプ）

(3) 保守時間は土曜、日曜及び祝日を除く平日9時から17時までとする。

(4) 保守業務には技術員を派遣し、業務完了後速やかに保守・点検整備報告書を提出すること。

(5) 以下の理由により生じる修理及び調整費は、契約の範囲に含まないこととする。

- ・保守・点検整備に伴う消耗品費
- ・装置の仕様変更に伴う改造費
- ・装置の移転作業費
- ・時間外の保守作業費

(6) 番号③については、OXFORD社製UltiMExtremeの点検（PC本体の保証を含む。）を期間中1回実施する。

6. 再委託について

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を当所に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

7. その他の条件

- (1) 技術支援及び教育、講習支援を充分に実施し得る体制を確立すること。
- (2) 問題が生じた場合は、下記の連絡先に連絡すること。
国立感染症研究所電子顕微鏡室
電話番号：03-5285-1111（代表）